監　査　報　告　書

公益財団法人　納税協会連合会
　会長　本　荘　武　宏　殿

令和８年５月 19 日

公益財団法人　納税協会連合会

監事　三　津　久　直　㊞

監事　藤　井　　啓　㊞

監事　相　間　宏　章　㊞

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査しましたので、その方法及び結果について、次のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、各種書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について、妥当性を検討しました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書並びに財産目録）について、正確性を検討しました。

２　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

イ　事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

(2)　財務諸表等の監査結果

財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書並びに財産目録）は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。